

お知らせ

お知らせ

市長
コラム②



藤井 勇治

※至誠通天 誠を尽くせば天が 味方してくれること

樅坂トンネルの貫通・豪雪の視察

湖北地方も厳しい寒さや雪の降る季節から暖かな陽気の春を迎えました。

私は先日、余呉町樅坂の国道365号の改良工事に伴う樅坂トンネルが貫通した工事現場へ視察に行きました。樅坂峠は、急カーブや急勾配が続き、道幅も狭い悪条件の道路でしたが、この新しいトンネルによりこれらが解決し、地域住民の皆さんの安全な通行が確保されます。

また、福井県側との交流が促進され、沿線にあるスキー場や観光地へのアクセスの改善となり地域活性化に大いに役立つことが想像できます。

工事は2009年3月に着工され、4年間の工期をかけ来月3月に終わる予定です。このトンネルは、総延長1842m、全側2車線、幅員8.5mの近代的なものです。工事現場では、トンネル内部に張られた防水シートをコンクリートで覆う工事が急ピッチで進んでいます。冬の寒さの中、近代技術を駆使し

貫通した樅坂トンネルの内部→



←道路横の雪の壁 (中河内自治会)

一生懸命働いている現場の作業員の皆さんのご苦労に感謝いたします。安全を第一に1日も早い完成を祈っております。

このトンネルを含め総延長3.2kmの国道バイパス工事の完成は、この地域の30年来の悲願であり、住民の皆さんの夢が実現し、私も大変うれしく思っております。

また、この日は、積雪2メートルを超える滋賀県最北端の中河内自治会を視察しました。65歳以上の人の割合である高齢化率は、約7割、また一人暮らしの家庭が全世帯の約半数を占める過疎化が進む地域です。ここでは幸いなことに、自治会長をはじめ、地域の皆さんが共に支え合って生活されており、元気な表情をされておられることに安心しました。とはいえ、万全の除雪体制と病気に對する医療の確保の必要性を改めて痛感しました。今後その強化を図って参ります。

しょうがい福祉手当の額が改定されます

平成24年4月分から、各手当の額が次のとおり変わります。

特別児童扶養手当

	改定前	改定後
1級 (重度)	50,550円	50,400円
2級 (中度)	33,670円	33,570円

※金額は月額です

特別しょうがい者手当

	改定前	改定後
特別しょうがい者手当	26,340円	26,260円
しょうがい児福祉手当	14,330円	14,280円

※金額は月額です

※本人および配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、支給されません。

※身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けておられない人についてもしょうがいの程度により対象となる場合があります。

※外国人も対象となります。

問 しょうがい福祉課 (☎6518) 各支所福祉生活課

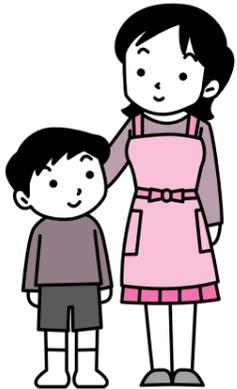
児童扶養手当の額が改定されます

平成24年4月分から、手当の額が次のとおり変わります。

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、18歳までの児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。特別児童扶養手当を受給している人は、児童が20歳の誕生日を迎えるまで延長することができます。

※申請者や同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部が支給されません。



問 子育て支援課 (☎6514) 各支所福祉生活課

子ども手当の手続きはお済みですか？

平成23年10月から子ども手当制度が変わりました。平成23年10月分以降の子ども手当を受給するためには、今まで子ども手当を受け取っていた人も含め、全ての人の申請が必要です(公務員の方は職場で申請してください)。

申請の最終期限は平成24年3月30日(金)必着です。期限を過ぎて申請をされた場合、10月から3月分までの子ども手当が受け取れませんので、ご注意ください。

手続きがお済みでない人は、平成23年10月末にお送りした子ども手当認定請求書(用紙は各窓口にもあります)に必要な事項を記入し、添付書類※をご確認のうえ、子育て支援課または各支所福祉生活課までご提出ください。

※添付書類については、同封の「記入例」の裏面「子ども手当必要書類」をご参照ください。
注意：お子さんが生まれた人、他市町村から転入された人などは、翌日から15日以内の申請が必要です(平成24年3月までに申請をしても、さかのぼって受け取れません)。

問 子育て支援課 (☎65-6514)

田植機・コンバイン・トラクターなどを所有している人へ

田植機、コンバイン、トラクターなどの乗用・原動機付きの農耕作業車で、最高速度が時速35km未満のものは、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の課税対象となります。現在、農耕作業車を所有され、軽自動車税の登録がお済みでない人は、税務課または各支所福祉生活課で登録の申告をしてください。

【登録に必要なもの】印鑑、届出者の本人確認書類(免許証等)、譲渡販売証明書 ※別世帯の人が届出される場合、委任状が必要です。

閉庁日にご注意ください!

軽自動車税は毎年4月1日に所有している人に課税されますが、今年は3月31日、4月1日が休日にあたるため、3月30日(金)までに登録、名義変更、廃車の申告を済ませてください。

問 税務課市民税・国保料グループ (☎65-6508)

